



鳥取県公報

平成 26 年 12 月 24 日(水)
号外第 1 2 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県居宅介護支援事業に関する条例 (52) (長寿社会課) 4
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (53) (財政課) 7
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (54) (税務課) 9
	鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 (55) (人事企画課) 10
	鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (56) (業務効率推進課) 11

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県居宅介護支援事業に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

介護保険法の一部が改正され、条例で指定居宅介護支援の事業の従業者及び運営の基準等を定めることとされたことに伴い、当該基準等を定める。

2 条例の概要

(1) 指定居宅介護支援事業者の要件は、法人（暴力団等を除く。）とする。

(2) 介護支援専門員を1人以上置くこと、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者等に運営規程の概要等を記した文書を交付し、説明を行うこと等の指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準を定める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年4月1日とし、平成30年3月31日限りで失効することとする。

イ 関係条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域における医療及び介護の総合的な確保に必要な事業に要する経費を支弁するための基金に対し、国がその3分の2を負担するとされたことに伴い、鳥取県地域医療介護総合確保基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総合的に確保すること。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。

2 条例の概要

(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年1月1日から平成31年12月31日までの間に特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対してなされた寄附金を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

(1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会を加える。

(2) 施行期日は、規則で定める日とする。

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律において、都道府県に小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会を置くこととされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 児童福祉法に基づく医療費支給認定の審査のほか、慢性疾病にかかっている児童等に係る医療費の助成に関する事項を調査審議する鳥取県小児慢性特定疾病審査会を置く。
- (2) 鳥取県特定疾患対策協議会を廃止し、それに代えて、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費支給認定の審査のほか、難病の患者に対する医療費の助成に関する事項を調査審議する鳥取県指定難病審査会を置く。
- (3) 施行期日は、平成27年1月1日とする。

条 例

鳥取県居宅介護支援事業に関する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県居宅介護支援事業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援の事業の従業者及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の要件)

第3条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、暴力団及び暴力団又は暴力団員と密接な関係にある法人を除く。

(指定居宅介護支援の事業の基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者がその選択に基づき、適切な指定居宅サービス等を総合的かつ効率的に受けることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の者との連携に努めなければならない。

(指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営に関する基準)

第5条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののうち、法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）

事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、 <u>第79条第2項第1号（同法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）、第81条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。）</u> （1）～（48） 略	略	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（同法第70条第2項第1号（同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（同法第115条の11において準用する同法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第115条の4第1項及び第2項の条例を定める事務を除く。） （1）～（48） 略	略
略		略	

（この条例の失効）

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業員を事業所ごとに置くこと。 （1） 管理者 （2） 介護支援専門員 2 管理者は、介護支援専門員証の交付を受けている常勤の者とする。こと。 3 管理者は、専らその職務に従事する者とする。こと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1） 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 （2） 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に同一敷地内の他の事業所の職務に従事する場合 4 介護支援専門員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とし、そのうち1人以上は、常勤の者とする。こと。
サービスの提供	1 正当な理由なく、サービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めること。 （1） 事業の目的及び運営の方針 （2） 従業員の職種、人数及び職務の内容 （3） 営業日及び営業時間 （4） サービスの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 （5） 事業の実施地域 （6） その他サービスの選択に資する重要事項

	<p>4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、前号の規程の概要その他のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した書面を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ること。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
居宅サービス計画	<p>1 居宅サービス計画は、介護支援専門員に作成させること。</p> <p>2 居宅サービス計画は、利用者の有する能力、その置かれている環境等を適切な方法により評価することを通じて、その者が自立した日常生活を営むことができるようにする上で解決すべき課題を明らかにする作業（以下「アセスメント」という。）を行い、最も適切なサービスの組合せについて検討した上で、継続的、かつ、計画的に指定居宅サービス等が利用されるように作成すること。</p> <p>3 アセスメントを行うときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接すること。また、面接の趣旨を利用者及びその家族に十分に説明し、その理解を得ること。</p> <p>4 居宅サービス計画の原案を作成したときは、利用者に対する指定居宅サービス等を担当する者の意見を聴くこと。</p> <p>5 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>
記録の作成及び保存	<p>規則で定めるところにより、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録、居宅サービス計画その他の記録を整備し、保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 個人情報の漏洩その他の事故が発生した場合は、速やかに市町村並びに利用者及びその家族に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずるとともに、苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>4 前3号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p>

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
32 鳥取県農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	32 鳥取県農業構造改革支援基金	農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
33 鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	33 鳥取県地域医療介護総合確保基金	高齢者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、医療及び介護を総	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

合的に確保 すること。											
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前							
(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2 略 3 <u>法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</u>		(寄附金税額控除) 第24条の4 略 2 略							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会</td> <td>鳥取市瓦町601</td> <td>平成27年1月1日から平成31年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで			
名称	主たる事務所の所在地	期間							
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>（1） 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 <u>シ 一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会</u> ス 略 （2）～（4） 略 2・3 略</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>（1） 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～サ 略 シ 略 （2）～（4） 略 2・3 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項	鳥取県子育て川柳コンテスト審査委員会	鳥取県子育て川柳コンテスト知事表彰の被表彰作品の選考に関する事項
鳥取県小児慢性特定疾病審査会	(1) 児童福祉法第19条の3第4項の規定による審査に関する事項		
	(2) 長期にわたり療養を必要とする疾病であって、療養のために多額の費用を要するものにかかっている満20歳未満の者に対する医療費の助成に関する事項		
略		略	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	健康づくり文化の創造のための施策に関する事項
鳥取県指定難病審査会	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による審査に関する事項	鳥取県特定疾患対策協議会	県が実施する特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に係る対象患者の認定審査等に関する事項
	(2) 治療方法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするものの患者に対する医療費の助成に関する事項		
略		略	

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。